

令和３年陸別町議会６月定例会会議録（第１号）

|                            |  |                 |                   |               |                   |                   |
|----------------------------|--|-----------------|-------------------|---------------|-------------------|-------------------|
| 招 集 の 場 所                  |  | 陸 別 町 役 場 議 場   |                   |               |                   |                   |
| 開 閉 会 日 時                  |  | 開議              | 令和３年６月８日 午前10時00分 |               | 議 長               | 本 田 学             |
| 及 び 宣 告                    |  | 閉会              | 令和３年６月８日 午前11時53分 |               | 議 長               | 本 田 学             |
| 応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員        |  | 議席<br>番号        | 氏 名               | 出席等<br>の 別    | 議席<br>番号          | 氏 名<br>出席等<br>の 別 |
| 出席 6 人                     |  | 1               | 中 村 佳 代 子         | ○             | 8                 | 本 田 学<br>○        |
| 欠席 1 人                     |  | 2               | 三 輪 隼 平           | ○             |                   |                   |
| 凡例                         |  | 3               | 久 保 広 幸           | ○             |                   |                   |
| ○ 出席を示す                    |  | 4               | 谷 郁 司             | ○             |                   |                   |
| ▲ 欠席を示す                    |  |                 |                   |               |                   |                   |
| × 不応招を示す                   |  | 6               | 多 胡 裕 司           | ▲             |                   |                   |
| ▲○ 公務欠席を示す                 |  | 7               | 渡 辺 三 義           | ○             |                   |                   |
| 会議録署名議員                    |  | 谷 郁 司           |                   | 渡 辺 三 義       |                   |                   |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名          |  | 事務局長<br>庄 野 勝 政 |                   |               | 主任主査<br>竹 島 美 登 里 |                   |
| 法第121条の規定により出席した者の職氏名      |  | 町 長             | 野 尻 秀 隆           | 教 育 長         | 有 田 勝 彦           |                   |
|                            |  | 監 査 委 員         | 飯 尾 清             |               |                   |                   |
|                            |  |                 |                   |               |                   |                   |
| 町長の委任を受けて出席した者の職氏名         |  | 副 町 長           | 早 坂 政 志           | （会計管理者）       | （棟方勝則）            |                   |
|                            |  | 総 務 課 長         | 副 島 俊 樹           | 町 民 課 長       | 棟 方 勝 則           |                   |
|                            |  | 産 業 振 興 課 長     | 今 村 保 広           | 建 設 課 長       | 清 水 光 明           |                   |
|                            |  | 保健福祉センター次長      | 丹 野 景 広           | （国保開寛斎診療所事務長） | （丹野景広）            |                   |
|                            |  | 総 務 課 参 事       | 高 橋 直 人           | 総 務 課 主 幹     | 請 川 義 浩           |                   |
| 教育長の委任を受けて出席した者の職氏名        |  | 教 委 次 長         | 空 井 猛 壽           |               |                   |                   |
|                            |  |                 |                   |               |                   |                   |
| 農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名    |  | 農委会事務局長         | 瀧 口 和 雄           |               |                   |                   |
|                            |  |                 |                   |               |                   |                   |
| 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名 |  |                 |                   |               |                   |                   |
|                            |  |                 |                   |               |                   |                   |
|                            |  |                 |                   |               |                   |                   |
| 議 事 日 程                    |  | 別紙のとおり          |                   |               |                   |                   |
| 会 議 に 付 し た 事 件            |  | 別紙のとおり          |                   |               |                   |                   |
| 会 議 の 経 過                  |  | 別紙のとおり          |                   |               |                   |                   |

◎議事日程

| 日程 | 議 案 番 号     | 件 名                                 |
|----|-------------|-------------------------------------|
| 1  |             | 会議録署名議員の指名                          |
| 2  |             | 会期の決定                               |
| 3  | 議 案 第 3 9 号 | 工事請負契約の締結について                       |
| 4  | 議 案 第 4 0 号 | 町税条例等の一部を改正する条例                     |
| 5  | 議 案 第 4 1 号 | 陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例              |
| 6  | 議 案 第 4 2 号 | 陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例                |
| 7  | 議 案 第 4 3 号 | 令和3年度陸別町一般会計補正予算（第2号）               |
| 8  | 議 案 第 4 4 号 | 令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号） |

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前 10 時 00 分

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

---

### ◎開会宣告

---

○議長（本田 学君） ただいまから、令和 3 年陸別町議会 6 月定例会を開会します。

---

### ◎欠席・遅参・退席の報告

---

○議長（本田 学君） 多胡議員、農業委員長より欠席する旨、届け出がありました。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎町長行政報告

---

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 5 月 13 日、第 2 回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面のほか口頭で 3 件、御報告申し上げます。

1 件目は、北海道横断自動車道足寄・陸別間の整備再開についてであります。

開発局が、今年４月に北海道横断自動車道の未着工区間の本年度中の事業再開を検討すると発表しておりましたが、国土交通省は６月１日、足寄インターチェンジから陸別インターチェンジまでの整備を今夏に再開する方針を固めたという情報の提供がありました。

これを受けまして、昨日、北海道知事をはじめ関係者による緊急合同要請がウェブ会議により行われ、私のほうからもこの区間の高速道路の必要性を訴え、事業再開を強く要望したところであります。

２件目は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。

当町では、５月１０日から接種を開始し、６月２日現在、１回目の接種を終えた人は５１５名で、１６歳以上の人口に対する割合は２４．７％。２回目を終えた方は１５７名で７．５％となっており、北海道の接種率を大きく上回っております。今のところ大きなトラブルもなく、順調に接種が行われております。

また、現在まで副反応により治療を要する方の発生もないと報告を受けております。ワクチンの接種は、感染拡大の抑止力になると考えておりますので、接種は任意ではありますが、少しでも多くの町民の皆さんにワクチンの接種を受けていただきたいと思いますところであります。

なお、北海道に対する緊急事態宣言は５月１６日に発令され、さらに６月２０日まで延長されました。町民の皆様には、引き続き新北海道スタイルの徹底など、感染拡大防止に向けた取組を重ねてお願い申し上げる次第であります。

３件目は、農作物の生育状況についてであります。

令和３年６月１日現在の十勝農業改良普及センター十勝東部支所及び北海道糖業株式会社本別製糖所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

本年の気象経過は、４月の気温は全般的にほぼ平年並みで、４月の降水量については中旬、下旬に降雨があり平年を上回る状況でした。５月の気温は、全般的にほぼ平年並みで、５月の降水量については上旬は降雨がほぼなく、中旬は平年並みで、下旬は大雨のため平年を大きく上回る状況でした。日照時間は、４月から５月中旬までは平年並みでしたが、５月下旬は平年を大きく下回る状況でした。

秋まき小麦は、草丈及び茎数は平年並みで推移しており、今後の天候次第となります。

牧草は、萌芽期は平年より四日早い状況でした。６月１日現在の草丈は、５２．１センチと平年の４９．３センチに比べ、生育は一日早い状況で順調に推移しております。一番草の収穫は、平年の収穫始めで６月１９日の見込みですが、天候次第の状況であります。

飼料用トウモロコシは、播種作業は降雨の影響があり進捗率は８５％と平年より四日遅れとなっております。出芽期は６月４日を予定しており、平年より二日遅れの見込みとなっております。

てん菜については、定植作業は面積４１．７ヘクタールで降雨の影響もなく、前年より早い５月１１日から開始し５月１９日に完了しております。

直播の播種作業は面積７．６ヘクタールで、４月下旬の降雨の影響もありましたが、前年より早い４月２７日から開始し５月６日に完了しております。

定植、直播とも霜の影響はありませんでした。生育状況につきましては、４月下旬の降雨のため一部遅れが見られます。また、気温は平年並みでしたが、地温が低かったため発芽が遅い傾向が見られます。今後の生育に期待いたします。

なお、お手元にお配りしております事業、業務、工事等発注一覧表につきましては、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

---

### ◎教育関係行政報告

---

○議長（本田 学君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申し出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 ５月臨時会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

教育関係の事業等につきましては、書面のとおりであります。

次に、口頭で１件、御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症関係であります。８月２９日、日曜日に開催予定でありました第５４回町民スポーツレク大会、来年１月に予定しておりました小学６年生を対象とした令和３年度陸別町冒険・体感ｉｎとうきょう派遣事業につきましては、関係機関、関係者との協議の結果、感染防止対策を講じた開催、派遣は困難であると判断し、大変残念ではありますが、昨年度に引き続き中止を決定いたしました。

なお、冒険・体感ｉｎとうきょう派遣事業につきましては、代替事業として近隣での体験的なメニューの実施を検討しております。今後も感染症対策を徹底し、円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日正午までに提出してください。

---

### ◎開議宣告

---

○議長（本田 学君） これから、本日の開議を開きます。

---

### ◎日程第１ 会議録署名議員の指名

---

○議長（本田 学君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4 番、谷議員、7 番、渡辺議員を指名します。

---

## ◎日程第 2 会期の決定

---

○議長（本田 学君） 日程第 2 会期の決定の件を議題にします。

本件については 6 月 4 日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、副委員長より報告を求めます。

中村副委員長。

○1 番（中村佳代子君）〔登壇〕 令和 3 年陸別町議会 6 月定例会の運営について、6 月 4 日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、工事請負契約の締結、1 件、条例の一部改正、3 件、補正予算、2 会計の合わせて 6 件であります。

議会関係では、一般質問 5 名、意見書案 1 件、発議案 1 件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から 6 月 11 日までの 4 日間とすることに決定いたしました。

なお、6 月 10 日と 6 月 11 日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定しました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことにいたしました。

議案第 43 号から議案第 44 号までの各会計補正予算についてであります。従前の例と同様に提案理由の説明を一括して受けることとし、質疑、討論、採決はそれぞれ各会計、議案ごとに行うことにいたしましたので御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ報告いたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営副委員長からの報告のとおり、本日から 6 月 11 日までの 4 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 11 日までの 4 日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等会議の進め方については、議会運営副委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

---

### ◎日程第 3 議案第 3 9 号工事請負契約の締結について

---

○議長（本田 学君） 日程第 3 議案第 3 9 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 3 9 号工事請負契約の締結についてですが、令和 3 年 5 月 2 6 日執行の入札に係る落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第 3 9 号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案第 3 9 号工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的、新町交流館建設建築主体工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、一金 5,280 万円也。

4、契約の相手方、足寄郡陸別町字陸別基線 3 1 6 番地 6。南建設株式会社、代表取締役、南光博であります。

町内業者 3 社、町外業者 2 社の 5 社を指名しまして入札を執行しております。落札率につきましては、97.0%であります。

工期につきましては、本日、議決をしていただきましたならば本契約を締結しまして、令和 3 年 1 1 月 3 0 日までであります。

以上で、説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番、渡辺委員。

○7 番（渡辺三義君） 新町交流館建設ということで、ちょっと関連で質問をいたします。

ちょっと先の話で気が早いのですが、新町児童館の跡地に建設されるということで、現在、新町二区の方の災害時の一時避難場所、現在、農畜産物加工研修センターになっているのですね。

それで、今回、建設されるということで、交流館は新町二区のやや中心部になることから、場所的には非常に住んでいる方にとっても分かりやすく避難しやすい場所だと思いますので、今後ちょっとその辺も、気が早いのですが検討していただきたいと思います。

それと、できればこれ5,000万以上の建物になることなので、あらましをちょっとそういう規模、その辺を把握できるような図面等をいただければ幸いです。そのようなことで、今後に向けてよろしくお願いしたいと思います。

○議長（本田 学君） 暫時、休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 新町二区の避難場所の件でございますけれども、新町交流館が完成した後は、指定避難所として設定する予定でございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 建物の規模なのですが、口頭でまず御説明させていただきます。

面積につきましては、211.16平方メートルで計画されております。

建物の部屋等についてですが、集会所と言われる大部屋が1室、サロンと言われるちょっと規模の小さい部屋が2室、このほかにホールですとか厨房、多目的用トイレ、これにつきましては男女一つずつということ。というようなものと、これとは別に物品庫という形で1室というような形で、簡単ではございますが、このような形での建物の構造となっております。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） なお、図面等につきましては、全議員に後ほど配付をさせていただきます。

以上であります。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

○7番（渡辺三義君） よろしいです。

○議長（本田 学君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第39号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。したがって議案第39号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第40号町税条例等の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第4 議案第40号町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野路町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第40号町税条例等の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律、令和3年法律第7号の施行等に伴いまして、所用の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 議案第40号の説明をいたします。

議案説明書、資料ナンバー1ー1をお開きください。

町税条例等の一部を改正する条例の改正概要です。

今回の町税条例の改正は、第1条、第2条の条建てで改正しております。それぞれ施行日、適用日が違うため、このような形になっております。改正が多岐にわたりますので、要点のみ、特に当町に関係のある部分のみの説明とさせていただきます。

また、法律の改正等による条項のずれについては、説明は省略させていただきます。

まず、第1条による改正です。

公布の日の施行で、適用が令和3年4月1日です。番号1から資料ナンバーの1ー

5、番号20まであります。

この中で、資料ナンバー1-1、番号の3、町民税の減免に係る規定の改正です。地方自治法第260条の2第1項に基づく収益事業を行わない認定地縁団体の減免規定の追加です。この認定地縁団体は、町内会、自治会等が該当になるものですが、当町では平成7年に新町一区自治会が地縁団体として認定されております。従前から法人町民税は課していませんでしたが、本来であれば条例の規定により減免すべきものでありますので、今回加えるものであります。

続きまして、資料ナンバー1-2、番号7です。

固定資産税の課税表示の特例、いわゆる我が町特例の改正です。根拠となっております法律が、生産性向上特別措置法から中小企業等経営強化法に移管されることになりましたので、その改正によるものです。

続きまして、資料ナンバー1-3、番号12です。

宅地等に対して課する固定資産税の特例の改正です。200平米以下の小規模住宅用地の課税標準額を6分の1にする規定。それと、200平米を超える部分の一般住宅用地の課税標準額を3分の1にする規定が、令和5年度まで延長されます。これについては、当町でも300名ほど該当者がおります。それと、令和3年度限りの規定で、課税標準額が増加する土地では、前年の価格に据え置く措置がとられました。本年度は、評価替えを行いました。前年度からみて課税標準額が増加した土地は当町の場合はありません。

続きまして、資料ナンバー1-4です。番号17です。

軽自動車税の種別割の税率の改正の特例です。令和3年度まで適用になっておりましたグリーン化特例につきましては、営業車に限定した上で2年間延長となります。令和3年度の適用件数は、当町は7件です。

続きまして、資料ナンバー1-5、番号20です。

住宅借入金等特別控除についてですが、経済対策として令和2年度末まで入居だったものが、令和4年度末までの入居に2年間延長となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度末までに入居できなかった場合については、1年間、令和3年末までの入居が緩和されております。

以上までが、公布の日からの施行で、令和3年4月1日適用分であります。

続きまして、令和4年1月1日施行分が番号1、番号2とあります。そのうち番号2、特定一般用医薬品等購入費の医療費控除、いわゆるセルフメディケーション控除ですが、平成29年から5年間の期限が本年、切れますので、さらに5年間延長されるものであります。

続きまして、資料ナンバー1-6です。

これは、令和6年1月1日施行分です。番号1、番号2ありますが、個人の町民税の非課税の範囲について均等割所得割も改正されております。

続きまして、資料ナンバー１－６の中段です。産業競争力強化法等の一部を改正する法律が、まだ公布されておりませんが、番号取得に関する部分であります。これは、資料ナンバー１－８、１－９をお開きください。

備考欄にあるとおり、条項のずれがありますが、一番下の番号１６、先端設備等の導入計画による分です。この制度については、令和元年度から適用されていますが、令和３年３月末までの取得した先端設備等が該当となっておりました。また、令和２年度からその先端設備等を設置した家屋等も追加されております。今回の改正では、先端設備等と家屋が一つにまとめ２年間の延長となっております。本年度は、８企業１０設備が該当になっています。

以上が、第１条に関する分です。

続きまして、資料ナンバー１－７に戻ります。

第２条による改正の規定であります。

施行日が令和４年４月１日施行です。町税条例等の一部を改正する条例ということで、これは記載のとおりであります。

資料ナンバーのほう２－１から２０まで新旧対照表がついていますので、後に御覧ください。

以上で、資料の説明といたしまして、議案書に戻ります。

議案第４０号町税条例等の一部を改正する条例です。

本文及び附則は資料で説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第４０号の説明といたします。

以後、質問によってお答えしてまいりますので、御審議お願いいたします。

以上です。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

３番久保議員。

○３番（久保広幸君） ただいま、町民課長から説明いただいたのですが、一応、取り扱いの確認ということで重複するかもしれませんが質問させていただきます。

８ページ、９ページの附則第３条固定資産税に関する経過措置についてお伺いいたします。

第２項、第３項、そして第４項の取り扱いについてであります。まず第２項と第３項においては、それぞれに課する固定資産税については、なお従前の例によると規定されております。従前の取り扱いであります。これは確認であります。第２項に关しましては平成３０年６月に生産性向上特別措置法が施行されたことに伴う中小企業者支援でありまして、説明でもありましたように令和３年３月３１日までに導入した機械や設備について導入から３年間、固定資産税が我が町特例を入れまして全額減額されるものであります。また、第３項については昨年６月の議会定例会において提案されまして議決されて、昨年の４月３０日から適用となっております。これも中小企業者支援

として今年の3月31日までに取得した先端設備等導入計画に該当する事業の用に供する家屋及び構築物の固定資産税が3年間、全額減額になるというものでありました。

いずれも、従前の例によるということでもありますから、期限までは全額減額になると、そのようなまとめたお聞きの仕方になりますが、そのような理解でよいのか。

それから、第4項の取り扱いといたしまして、これも説明にありましたように、今後は機械装置等と家屋及び構築物、これを特例対象資産にくくって中小企業等経営強化法に基づいて、中小企業者の支援も継続すると、そのようなことになります。

したがって、改正中小企業等経営強化法が施行されるまでは、延長された生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の取り扱いで対応すると。まとめた聞き方になりますが、そのような理解でよいのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画でございますが、議員が今言われたとおり、これは国と町が一体となって短期的に支援しようということで生産性向上特別措置法に基づいて設置されて認定されておりましたが、先ほど議員が言われたとおり、今後、中小企業等経営強化法に制度移管します。それが、国からの示しでは6月の末ということで正式にはなっております。

それまでの間でございますが、陸別町の今の導入促進基本計画というのが令和3年7月17日まで有効でございます。したがって、6月の末以降につきましては経営強化法に基づく先端設備導入を陸別町が認定するということになりますが、この4月以降のそれ以前につきましては、今現在の生産性向上特別措置法に基づく認定という形にしております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 整理された答弁であったとそうに理解しておりますので、質問の内容については了解しているところであります。

この先端設備等導入計画の取り扱い、これが中小企業等経営強化法に、これ7月何日か以降移管になった場合であります。これがこれまでのような特例の措置ではなくて恒久化されたものになるのか。また、その場合であっても固定資産税の減免措置については、地方税法上の取り扱いとして有期限の取り扱いになるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） まず、この生産性向上特別措置法から中小企業経営強化法に変わるタイミングでございますが、議員が先ほど説明されたとおり6月下旬以降ということで6月下旬から7月。陸別町の計画が7月17日まで有効なので、その間に変更となります。この変更となる場合は、期間を2年間延長するというのが前提となりますので、今、陸別町が持っている導入促進基本計画の基本的には書式等も変わりますが、2年間の延長。したがって、令和5年7月16日、予定ではここまでの申請

が先端設備導入計画の認定を認めることができることとなります。

それ以降につきましては、陸別町の計画自体は国が認定しておりますので、国の動向等を見極めてということになるかと思います。

○議長（本田 学君） 3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） 今後、この中小企業等経営強化法に移管になった場合のことでありますが、今の説明であれば町の導入促進基本計画、それから個々の申請者の先端設備等導入計画のことでありますが、2 年間は変更は必要ないということなのですか。それとも、この中小企業等経営強化法に移管になった時点で、今二つの計画は変更が必要になるということなのか伺いたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） この二つの法律、元の法律が6 月の下旬から7 月にかけて制度移管するということですが、それ以前に申請したそれぞれの事業者の先端設備等導入計画は、全く変更ございません。

移管後につきましては、新しい書式になります。陸別町の導入促進基本計画につきましては、基本的には今回の移管に合わせて変えることとなりますが、大きな変更等はありません。基本的には、期間の2 年間の最大延長できるということがメインでございます。

○議長（本田 学君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第40 号町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第41号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第5 議案第41号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第４１号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法施行令の一部を改正する政令、令和２年政令第２６４号等の施行に伴い、また税率を変更するため所用の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） それでは、議案第４１号を説明いたします。

陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

この条例も施行日が違うため、第１条、第２条と条立で改正しております。

第１条の施行日は令和３年１月１日、第２条の施行日は令和３年４月１日となっております。

議案説明書、資料ナンバー３－１をお開きください。改正の概要です。

１点目は、算定基礎の変更です。この部分は、第２条での改正になります。国民健康保険税は、医療分、支援金分、介護分とそれぞれ計算して合算の額となります。

一番下に合計が記載されます。改正後の所得割額は、１０．２０％、現行の１１．６０％から１．４％引き下げております。被保険者均等割は、１人当たり４万円と変更ありません。世帯別平等割は３万９,０００円と、現行の４万円から１,０００円引き下げております。限度額は９９万円に変更はありません。引き下げ分は、いずれも支援金分からとなっております。

後から説明します軽減措置を含めて、保険者全体で３００万円ほど負担軽減となる予定であります。

続きまして、資料ナンバー３－２をお開きください。軽減措置の説明です。

算定基礎額の平等割が変更になりましたので、それに伴い軽減措置の７割軽減、５割軽減、２割軽減、それぞれ支援金分の平等割分が改正となります。引き下げが１,０００円ですので、７割軽減は７００円、５割軽減は５００円、２割軽減は２００円の引き下げとなります。現在３４０世帯ありますが、７割軽減に該当する世帯は１２７世帯、３７．２％、５割軽減は３２世帯、９．４％、２割軽減は３３世帯、９．７％になります。軽減世帯合わせて１９２世帯、５６．３％です。

次、軽減措置の基準額の改正です。

この改正の部分のみ第１条の改正です。施行日が令和３年１月１日です。

所得税、住民税とも基礎控除が引き上げられました。それに伴って、基礎控除、公的年金控除が１０万円引き下げられております。１０万円増減ということで、実際の基準の変更はありませんが表現が変わっております。７割軽減ですと、現在の３３万を超えない世帯から４３万円プラス１０万円掛ける給与所得者の数、マイナス１ということで、基準は変わっていませんが表現が変わっております。

最後に、特定世帯、特定継続世帯の平等割の変更です。説明書きありますが、特定世帯とは国保から後期へ移行した人がいることにより、国民健康保険の加入者が一人となった世帯を言います。特定世帯の平等割は最大５年間、５割軽減となります。現在、該当者２４名おります。

次に、特定継続世帯です。特定継続世帯の最長期間５年を経過した世帯は、特定継続世帯として、その後３年間２．５割軽減となります。現在１０名おります。

この表は、その軽減額を示しています。例えば特定世帯の７割軽減、改正後２，８００円と入っていますが、この表の見方としましては７割軽減、もともと８，０００円の世帯割が特定世帯で半分で４，０００円の減額。そして、７割軽減で２，８００円の減額となりますので、差し引き特定世帯の７割軽減は１，２００円の平等割ということになります。そういう計算になります。

資料ナンバー４－１から４－４に、新旧対照表がついていますので、後に御覧ください。

なお、改正の内容につきましては、陸別町国民健康保険運営協議会において書面により承認を得ております。

以上で、資料の説明といたしまして議案書に戻ります。

陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。改正内容及び附則については、資料で説明したとおりであります。

以上で、議案第４１号の説明といたします。以後、質問にお答えしてまいりますので、御審議お願いいたします。

以上です。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

３番久保議員。

○３番（久保広幸君） それでは、お伺いいたします。

今年度の改正についてであります。昨年度の当該の条例の改正において、附則に１項を加える形で新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例、これが定められていたわけですが、今年度については現時点ではそのようなことは考えていないと、そのようなことでよろしいかお伺いします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） その減免につきましては３月３１日で切れまして、４月１日以降は新しい情報ありませんので、適用させておりません。

以上です。

○議長（本田 学君） ３番久保議員。

○３番（久保広幸君） 正式には適用していないということですが、この特例、昨年度は３月の時点で厚労省から通知されておりましたので、６月議会定例会で条例改正が行われて対応できたと、そのように思っております。

今、答弁でありましたように、今現在まだ通知はないということで、対応していないわけではありますが、いろいろ日本全国の状況を調べてみますと、今年度も相当数の市区町村が昨年同様の対応が国がとるものと、そのような理解の中で住民周知を含めて準備を進めているようであります。

ただ、当町としてはあくまでも正式な通知がないということで、そういう考えは持っていないということではありますが、ただ腹づもりとしてはそういうことも起こり得るのではないかなというような考えをもっておられるのではないかなと思っておりますが、それはいかがでしょう。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 国保税の発布は7月以降になりますので、それまでに情報があれば検討したいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第41号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第42号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第6 議案第42号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第42号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてですが、公営住宅法施行令の一部改正に伴いまして、所用の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろし

くお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 議案第42号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

まず、議案資料集の5-1、5-2を御覧ください。

第8条、入居者の選考であります、この部分につきまして第5項の二十歳未満の子を扶養している寡婦（寡夫）というのが現行でありましたが、この部分につきまして改正をしようとするものであります。

改正の理由としましては、昨年、所得税法の改正によりまして寡婦の定義が見直されました。また、ひとり親に係る定義が新設されたことを受けまして、公営住宅法施行令においても所得税法の改正内容を反映した改正が行われたことから、今回、同条例につきましても改正を行おうとするものであります。

改正につきましては、第5項の部分を二十歳未満の子を扶養している寡婦またはひとり親に改正するものであります。

内容の説明につきましては、以上であります。

議案集のほうにお戻りいただきまして、議案第42号につきましてを読ませていただきます。陸別町営住宅管理条例の一部を次のように改正するであります。説明内容につきましては、先ほど資料によって御説明させていただきましたので省略させていただきます、附則のみを読み上げたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第42号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 11 時 04 分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第 7 議案第 43 号令和 3 年度陸別町一般会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 8 議案第 44 号令和 3 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）

---

○議長（本田 学君） 日程第 7 議案第 43 号令和 3 年度陸別町一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 8 議案第 44 号令和 3 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）まで、2 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 43 号令和 3 年度陸別町一般会計補正予算（第 2 号）ですが、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,210 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 9,505 万 9,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 44 号令和 3 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）ですが、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 86 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,310 万 2,000 円とするものであります。

以上、議案第 43 号及び議案第 44 号の 2 件を一括して提案いたします。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第 43 号及び議案第 44 号につきまして一括して御説明申し上げます。

議案第 43 号から説明をいたします。議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 43 号令和 3 年度陸別町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条地方債の追加、変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明したいと思いますので、8ページをお開きください。

2、歳出であります。

まず、全体的な説明となりますが、一般会計では各科目の2節給料、3節職員手当等、4節共済費におきまして職員人件費の補正しております。内容につきましては、人事異動、それから扶養親族の異動などによるものであります。この人件費の部分につきましては、簡略に説明をさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費702万2,000円の減額の補正につきましては、2節給料463万9,000円、3節職員手当等106万7,000円、4節共済費131万6,000円の減額でありまして、人事異動及び扶養親族の異動による計上であります。

次に、5目財産管理費156万8,000円の増額の補正であります。1節報酬は、車両の清掃ですとか福祉館等の施設管理などの作業に従事していただきます会計年度任用職員の報酬29万8,000円の計上であります。

4節共済費は、会計年度任用職員の労働保険料1,000円の計上であります。24節積立金126万9,000円の計上につきましては、各基金への積立金であります。内訳は、ふるさと整備基金が指定寄附1件100万円と、ふるさと納税4件、14万7,000円、合わせまして114万7,000円。いきいき産業支援基金は、ふるさと納税2件3万7,000円。町有林整備基金は、ふるさと納税1件1万1,000円。給食センター管理運営基金が、ふるさと納税3件7万4,000円となっております。

7目企画費は、776万2,000円の増額の補正であります。11節役務費と12節委託料につきましては、いずれもふるさと納税に係るものでありまして、新サービス委託業者との協議によりまして、当町のふるさと納税の登録サイトを二つ増やしまして、利用の拡大を図ろうとするものであります。これから、手続を進めますと10月にはサイトがオープンできるということを見込みまして、6か月分の予算を計上しております。

11節役務費と12節委託料は、いずれもふるさと納税に係るものでありまして、11節の役務費につきましては、決裁システムの利用料で39万5,000円、12節委託料につきましては返礼品の代金を含みます、ふるさと納税サービスの業務委託196万7,000円の計上、返礼品の取り扱い件数につきましては、当初600件から300件増やしまして900件を見込んでおります。18節負担金補助及び交付金につきましては、540万円の計上であります。

一つ目の民間活用住宅建設事業につきましては、当初予算におきまして単身用1戸と世帯用1戸の630万円を計上しておりましたが、単身用4戸の建設の相談がありましたので、差額290万円を計上するものであります。

二つ目の景観形成事業補助金につきましては、既に申請が7件、問い合わせが3件と

なっております。さらに、上限５０万円で５件分を見込みまして２５０万円を計上するものであります。

１０ページをお開きください。

２項徴税費、１目税務総務費は、２５９万７,０００円の減額の補正であります。２節給料１４３万２,０００円、３節職員手当等６４万９,０００円、４節共済費５１万６,０００円の減額につきましては、人事異動等によります計上であります。

３項１目戸籍住民基本台帳費４８５万６,０００円の増額の補正につきましては、２節給料１７９万９,０００円、３節職員手当等２３９万３,０００円、４節共済費６６万４,０００円の増額で、人事異動等によります計上であります。

１２ページをお開きください。

４項選挙費、１目選挙管理委員会費は、３節職員手当等２４万５,０００円の増額の補正でありまして、扶養親族の異動によります計上であります。

５項統計調査費、１目指定統計調査費２０万円の減額の補正につきましては、令和３年度の経済センサス活動調査に係る道委託金の確定見込みによります１節報酬２２万円の減額と１０節需用費２万円の増額の計上であります。

続きまして、３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費１２０万５,０００円の減額の補正であります。２節給料１７万７,０００円、３節職員手当等８４万９,０００円、４節共済費１７万９,０００円の減額につきましては、人事異動によります計上であります。

１４ページをお開きください。

２項児童福祉費、１目児童福祉総務費は、２２節償還金利子及び割引料で令和２年度の国のこども子育て支援交付金の精算に伴います返還金５万６,０００円の補正の計上であります。

２目児童福祉施設費４６万４,０００円の増額の補正につきましては、３節職員手当等が通勤手当で２万４,０００円の計上。１９節扶助費、保育ママ利用助成につきましては、これまでに２件の申請がございましたので４４万円を計上しております。

３目児童措置費１５２万２,０００円の増額の補正につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る計上であります。この制度につきましては、国が新型コロナウイルス感染症によります影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うというものでありまして、対象となる世帯には児童１人当たり一律５万円が支給されます。

１０節需用事業費１８万３,０００円は、本事業にかかります消耗品費１５万円、本制度の周知にかかります印刷製本費としまして３万３,０００円の計上、１８節負担金補助及び交付金は１３３万９,０００円で、北海道自治体情報システム協議会への負担金であります。支給に係る児童手当システムの改修費８万９,０００円の計上、子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、５万円の２５人分で１２５万円の計上であります。こ

の事業につきましては、全額国庫負担でありまして、国からの内示の通知に基づきまして給付金１２５万円と事務費２５万円を計上するものであります。

続きまして、４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費は１６２万８,０００円の減額の補正で、２節給料９万８,０００円の増額、３節職員手当等１６１万６,０００円の減額、４節共済費１１万円の減額につきましては、人事異動によります計上であります。

３目予防費６３４万４,０００円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補正予算であります。当初につきましては、国の指針に基づきまして対象者の６５％の接種率で費用を見込んでおりましたが、このたび１００％の接種率に見直しをしようとする考えであります。また、加えましてワクチンの遅配によりまして接種開始が遅れた事情も踏まえまして、相談、予約窓口業務を延長する必要性が生じておりますので、それらに係る経費について補正するものであります。なお、これらの経費につきましては、全額が国庫負担となります。

１０節需用費、消耗品費１７万４,０００円は、ワクチン接種の従事者のフェイスシールドですとかマスク、手袋など感染予防などの消耗品の購入費用、１１節役務費、１５万円は接種券や案内文書の郵送料、１２節委託料、６０２万円はワクチン接種委託料２４０万円。

１６ページをお開きください。

相談・予約窓口業務の委託料３６２万円の計上であります。

議案説明書、資料ナンバー６に、新型コロナウイルスワクチン接種事業としまして、本事業の予算計上などの資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

なお、５月３１日厚生労働省は、アメリカの製薬会社ファイザーの新型コロナウイルスワクチンについて、公的な予防接種の年齢を１２歳から１５歳も対象にすることを決定し、それらが報道されたところであります。

ただ、本件につきましては詳しい取り扱い等について、まだ自治体への通知がありませんので、今後、詳細が示されましたら執行状況を確認しながら速やかに対応したいというふうに考えております。

次に、４目環境衛生費、１４節工事請負費で火葬場の改修２３１万円の増額の補正であります。火葬場につきましては、供用開始から既に１３年が経過しております。点検によりまして火葬炉の耐火物と耐火ベッドの補修が必要との指摘を受けまして、今回補正により大事に至る前に補修をしようとするものであります。

５目診療所費、２７節操出金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への操出金８６万４,０００円の増額の補正であります。

続きまして、６款農林水産業費、１項農業費、２目農業総務費８７２万６,０００円の増額の補正につきましては、２節給料４２３万６,０００円、３節職員手当等３２５万

3,000円、4節共済費123万7,000円の増額でありまして、人事異動によります計上であります。

4目畜産業費は、18節負担金補助及び交付金、家畜防疫事業、これは陸別町家畜伝染病自衛防疫組合の負担金でありまして、69万3,000円の増額の補正であります。この事業につきましては、家畜伝染病対策互助会により対応しているものでありまして、令和2年度分の精算に伴います不足分を町、農協、家畜飼養農家の3者で、それぞれ3分の1ずつ負担しているところの町の負担分であります。

5目農地費、10節需用費、消耗品費9,000円の増額の補正につきましては、道営事業の補助監督委託金の増額に伴います事務経費の補正であります。

7目公共草地管理費、130万6,000円の補正は、18節負担金補助及び交付金であります。これは一昨年、道営事業により整備しましたポントマム地区の雑用水施設の配水管におきまして、これまで運用してきた中で管理上、不都合が生じております減圧弁室付近への仕切り弁と排泥施設の設置が必要となりましたので、措置するものであります。ポントマム地区の畜産センターにつきましては、陸別町農業協同組合を指定管理者としまして指定しております。協定に基づきまして、町で負担することといたしましたので、かかる経費につきまして負担金として計上するものであります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、200万4,000円の減額の補正で、2節給料190万1,000円、3節職員手当等2,000円、18ページに移りまして、4節共済費9万1,000円の減額につきましては、人事異動によります計上であります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は64万7,000円の増額の補正であります。2節給料25万円、3節職員手当等39万7,000円の増額は、人事異動それから扶養親族の異動によります計上であります。

9款消防費、1項1目消防費は、7節報償費で、退団団員1名分の退職報償金54万8,000円の増額の補正であります。6月1日現在の団員数につきましては、定数56名に対しまして50名となっております。

続きまして、10款教育費、1項教育総務費、1目事務局費、116万3,000円の減額の補正であります。

2節給料59万7,000円、3節職員手当等31万2,000円。

20ページに移りまして、4節共済費25万4,000円の減額につきましては、いずれも人事異動によります計上であります。

以降21ページから25ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、歳出を終わります。次に歳入の説明に移ります。

5ページをお開きください。

1、歳入であります。

10 款地方交付税、1 項1 目地方交付税、1 節地方交付税、普通地方交付税は、8 1 6 万 2, 0 0 0 円の増額の補正であります。地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税が1 9 億 1, 9 0 1 万 9, 0 0 0 円、特別地方交付税が当初と変わらず1 億 8, 0 0 0 万円で、合計2 0 億 9, 9 0 1 万 9, 0 0 0 円であります。令和2 年度の普通地方交付税の決定額は1 9 億 9, 9 6 9 万 5, 0 0 0 円でありまして、この額と比較しますと補正後の額との差額は、8, 0 6 7 万 6, 0 0 0 円となります。

次に、1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費負担金は、1 節衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2 4 0 万円の増額の補正で、ワクチン接種委託料の歳出の増額分と同額の計上であります。

2 項国庫補助金、2 目民生費補助金、1 5 0 万円の増額の補正につきましては、2 節児童福祉補助金で子育て世帯生活支援特別給付金分1 2 5 万円、事務費分2 5 万円の1 0 分の1 0 の国庫補助の計上であります。

3 目衛生費補助金は、3 9 4 万 4, 0 0 0 円の増額の補正で、1 節保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保に係る1 0 分の1 0 の国庫補助金の計上であります。

5 目教育費補助金、3 節教育総務費補助金、学校施設環境改善交付金1, 2 4 7 万円の増額の補正は、教員住宅建設事業にかかります補助金で国の内定通知に基づく計上であります。

6 ページをお開きください。

1 5 款道支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金は、統計調査費委託金の確定見込みによります2 0 万円の減額の補正。

3 目農林水産業費委託金1 5 万 6, 0 0 0 円の増額の補正は、本年度実施の道営事業各事業の監督等補助委託金の単価の改正及び監督日数の変更に伴う計上でありまして、内訳は説明欄のとおりとなっております。

続きまして、1 7 款寄附金、1 項寄附金、2 目指定寄附金は1 2 6 万 9, 0 0 0 円の増額の補正であります。1 節総務費寄附金1 5 万 8, 0 0 0 円につきましては、ふるさと整備資金がふるさと納税4 件、1 4 万 7, 0 0 0 円、町有林整備資金もふるさと納税1 件、1 万 1, 0 0 0 円、2 節農林水産業費寄附金は、いきいき産業支援資金でふるさと納税2 件、3 万 7, 0 0 0 円、3 節教育費寄附金は、教育振興資金が指定寄附1 件、1 0 0 万円、給食センター管理運営資金がふるさと納税3 件、7 万 4, 0 0 0 円、合わせまして1, 1 7 0 万 4, 0 0 0 円の計上であります。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金、4 目いきいき産業支援基金繰入金、1 節いきいき産業支援基金繰入金につきましては、民間活用住宅建設事業に充当のため1 8 0 万円の補正。

8 目公共施設等維持管理基金繰入金、1 節公共施設等維持管理基金繰入金につきましては、公共施設等の維持管理事業に充当のため1 3 0 万円の補正で、この事業につきま

しては火葬場の改修事業への充当であります。

次に、21款町債、1項町債、4目土木債100万円の補正であります。3節河川債は無名川河道整備事業で、当初予算におきまして計上しました河川管理事業の一部で、一般単独事業債の緊急しゅんせつ推進事業に該当となる見込みとなりましたことから、計上するものであります。この起債につきましては、事業費に対する充当率が100%、交付税措置率は70%という有利な起債であります。

5目教育債、1節教育総務債は、教員住宅建設事業の国庫補助の内示に伴います1,170万円の減額の補正であります。

以上で、歳入を終わりました。次に4ページをお開きください。

4ページは、第2表地方債補正の、まず追加であります。

起債の目的は、一般単独事業緊急しゅんせつ推進事業の無名川河道整備事業で、限度額100万円、起債の方法は普通貸借または証券発行、利率は4.0%以内、ただし利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、借入先の融通条件による。ただし、町財政の都合により据え置き期間の短縮、もしくは繰上償還をすることができるとあります。

次に、変更であります。

起債の目的は、過疎対策事業債で限度額が5億6,470万円から1,170万円の減額で、5億5,300万円に変更となります。事業の内訳では、一番下の欄、教員住宅建設事業で3,290万円から1,170万円減の2,120万円の変更となります。なお、利率につきましては記載のとおりであります。

以上で、議案第43号を終わりました。次に議案第44号の説明に移ります。

議案第44号令和3年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明いたします。5ページをお開きください。

2、歳出であります。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費は86万4,000円の増額の補正であります。

8節旅費で、普通旅費につきましては応援看護師の赴任旅費でありまして、看護師2名の退職に伴いまして、現在2名から4名に増員をしまして、さらに年の途中での入れ替わりも踏まえまして53万1,000円を増額しようとするものであります。

また、通勤にかかる費用弁償につきましては、会計年度任用職員の臨時看護師と調理員各1名分でありまして、費用弁償の支給対象者を雇用したことから33万3,000円

を今回補正するものであります。

以上で、歳出を終わりました、次に歳入の説明をいたします。

4 ページを御覧ください。

1、歳入であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金につきましては、財政対策分 8 6 万 4, 0 0 0 円、歳出と同額の増額の補正であります。

以上で、議案第 4 3 号及び議案第 4 4 号の説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第 4 3 号令和 3 年度陸別町一般会計補正予算（第 2 号）第 1 条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、8 ページからを参照してください。

2 款総務費、8 ページから、3 款民生費、1 4 ページまで。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、2 款総務費、1 項総務管理費、7 目企画費の 1 8 節負担金補助及び交付金の景観形成事業補助金 2 5 0 万についてお伺いいたします。

これは、予算が 3 5 0 万のところ 2 5 0 万の増額ということで、現在、申請と問い合わせを含めて 1 0 件ということですがけれども、本当ならば予算のときに質問すべきことなのでしょうけれども、今回、回覧に新しく空き家の解体する経費一部助成しますということで、これが届きました。それを見ると、例規集の要綱とはかなり内容が違って、変更箇所が多く見られるのですけれども。

そして、この要綱を読むと目的が曖昧で、多分これはラコーム町との関係のときにできたものなので、別表にはラコームの広告物だとかサイン、またはラコーム通りの整備についての補助金も入っているのですけれども、これは今のところ今の時代にはちょっと沿わない部分も多く出ているのですけれども、そのことについて、これは変更する必要があるのではないかと思うのですけれども、そのことについてと。

今回このチラシに対象地域は、陸別町市街地で公共下水道供用地区内とあるのですけれども、これは町の中だけで農村部については、この形成の補助金は対象にはなっていません。この補助金は、ほぼ解体で使われていると思うのですけれども、農村部の家も解体には費用がかかるにはかかると思うのですけれども、ここをどうして色別に分けてしまうのか、そこに根本的に何が最初に理由があったのか、ちょっとお聞きしたい。

とりあえず、今それをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 景観形成事業の内容につきましては、議員御指摘のとおりラコーム通り等のカナダのマークをつけたりとか、そういう内容になっておりまして、現

在は解体が主になっております。

当然、見直しをかけるべきということも考えておりますし、現在、小規模企業の補助金ですとかいろいろな補助金が出てきておりますが、そういったものとの関連性のあるものもありますので、今後その内容の見直しについては整理をしたいと考えております。

それから、市街地と農村部の関係ですが、これは過去にも町長に対する一般質問がございまして、当初まずは市街地の景観をよくしようということで、その基準として下水道の配置されている地区を景観することとしております。なお、農村部の解体等につきましては、過去の町長の回答から言いますと、農村部についてはああいう建物が老朽化して山間部にあるのも田舎らしい景観ではないかというようなことも踏まえて、今のところまだ改正については考えていないと回答をしております。そういったことで御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○3 番（中村佳代子君） この要綱の改正については全面的に文言が理解できない部分がありますし、別表などは今の新しい補助金とかにそぐわない部分もたくさんあるので、ぜひこれは見直して改正していただきたいと思います。

それと、農村部の空き家についてですけれども、今、陸別は市街地ではなくてこの牧家的な風景こそが魅力だと思っています。そして、総合計画にも空、森、土とともに町民の絆でうるおいあふれる町ということで、この自然を大事にした考え方を生かしていただきたいと思います。農村部の廃墟についても、動物の住みかになったり虫が発生したりだとか、そういうことも起こり得ますし、農村部でも新築、建て替えなども積極的に今、行われていますので、ぜひその辺も考慮してこの補助金を拡充していけるように考えていただきたいと思います。

以前、私たちある町に視察に行ったのですけれども、そこはいろいろな面でエネルギーとかで先端の設備を整えてメディアなどにも紹介されて、すごくいい町には見えたのですけれども、ちょっと町を外れると廃墟がたくさん立ち並んでいて、これはどうなのかなという、あまりいい印象を正直もたなかったことがありました。私その後に町民の人に聞いたら、あの町の真ん中にだけお金をかけて、なかなか自分たちには恩恵がないということを言っていたのがとても印象に残りましたので、ぜひ今後またこのことについては考えていってほしいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 要綱の内容につきましては、まだ皆さんの例規集が差し替わっておりませんが、4月1日から一定程度、整合できるように調整はしております。ただ、内容につきましては、まださらに見直しも必要と考えておりますので、

改めて整理をしていきたいと考えております。

なお、農村部の空き家等につきましては、過去にも御質問いただいておりますが、御意見としてお伺いしまして、今後の参考としていろいろ調査をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） そのように今後も検討していったほしいのですけれども、今、農家の空き家だけではなくて建て替えも、この要綱には入っていますよね。建て替えについても出るということで、以前のものは。多分その面も含めて、農家の方も建て替えのときに古い家を壊して新しい家を建てるということもありますので、その辺も考慮して考えてほしいと思います。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 建て替えの件につきましては、建て替えでも補助金は改正部分でも出るようにしております。建て替えでも、ただの解体でも出るようにしておりますので、その辺については考慮をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、4 款衛生費、15 ページから、10 款教育費、最終 20 ページまで。

7 番渡辺議員。

○7 番（渡辺三義君） ページ数 15 ページの 3 款衛生費 1 項保健衛生費 3 目予防費、12 節委託料ワクチン接種の 240 万について関連で質疑いたします。

先ほどワクチン接種については、諸般の報告の中でも本町の現状について報告されました。本当に、御苦労さまでございます。

このワクチン接種については、国内において各市町村において市長または副市長、それとか町長、副町長が先にワクチンを接種したことで、ちょっと問題視になっていましたが、最近ではだんだんとその件については緩和されてきました。それぞれの町村の状況下の中で、いろいろなケースの環境の中でおかれての私は判断だと思います。

私の考えとしたら、それぞれの意見があると思われますが、少なくとも私は行政トップとして町長、副町長、教育長、それと私たちのトップである議長においては町の代表として、諸般の報告の中にもありますようにいろんなところに、コロナ禍において顔を出したり出席したり、すごく出る機会が、私たちの分からない中で仕事をされていることと思われます。管内においても、この件については議題に挙がっている町村もありまして、既に音更とか広尾の中では 2 回目が終わっているという報告もあります。私は、これについては早く接種を済ませた中で、安心した状況の中で活動していただきたいと

常日頃、思っております。

これについて、町長はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ワクチン接種についてであります。まだ日本国内で接種前の時点では、一応、国民の皆様の副作用等と心配なことがありまして、先ほど説明にもあったように65%ぐらいのというような話もありましたが、どのぐらい受けてくれるのかなというのは当初ありました。

ただ、私はやはりこれを抑えるのにワクチンの接種というのは、もう大事であろうということは思っていましたので、あまり希望者が陸別町内においてもいない場合は、まず率先して安全だよというようなことで、私、最初に打ってもいいよと、宣伝のために。そういうことは、担当にも申ししていたのですが。その後、やはりだんだんと、ファイザーだけではないのですが、ファイザーにしても世界各国で接種されまして、その効果がやはり目に見えてきているということで、町民の皆さん集まるところで、だんだんと皆さんに聞いてもすぐにでも接種したいという声のほうが強くなったので、これは我々優先接種ということにはいかないで、町民の皆さんのほうが一人でも早く、私どもより先に打ってほしいということで、優先接種をするという気持ちはございませんでした。

私どもの年齢からいったら、17日頃から予約ができるということなので、自分ではそういうふうに思っていたのですが、今、渡辺議員のほうから私だけではなくてそういう関係、副町長また議長等々、話も出ましたので、そこら辺、参考に検討はしてみようかなというふうには思っています。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 17ページの6款農林水産業費1項農業費4目の畜産業費の関係で、18節家畜防疫事業で69万3,000円を追加したわけなのですが、この伝染病の予防の関係で現実的というか実態的にどういう病気が出ていて、終息というか正常に戻すためのそういうことが、多分分かっていると思うのですが、そういったものの実態はどうなっていますか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 家畜防疫事業でございますが、こちらのほうは69万3,000円となっておりますが、これは実は御説明したとおり令和2年度に実施したものの精算金ということになります。

令和2年度に、どのようなものが発生したかということでございますが、ヨーネ病、あとマイコプラズマ乳房炎、この二つでございます。件数につきまして、5件の発生があります。それぞれ、金額等は割愛させていただきますが5件ということで、基本的にこの単年度で精算はしておりますが、その病気によっては3年、終息までにかかるもの

がありますので、今回はこの69万3,000円ということで、合計207万8,305円の支出をこの5件にかけております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 三義君） ちょっとくどいようですがけれども5件というのはさっき言った病的にはヨーネとプラズマ乳房炎ということで、今言われたのですけれども、どれが5件なのか。この二つの病気について何件か、もう一度お願いします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） ヨーネが2件でございます、マイコが3件でございます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 三義君） 決して新しい病気ではないけれども古くもないという、このヨーネの関係。かなりしつこい病気なので、今、説明でも2年、3年かかる。あるいは、完全に農場を正常にするためには牛を入れ替えなければならないとかという、そういった実態のこのヨーネなのですけれども。ヨーネの病気は、御存じのとおり下痢が止まらなくて自然に痩せて死に至ると。そういう中で、このヨーネをきちんと正常にしていけないと畜産そのもの自身も相当経営に支障を来すと。そういった形から、あくまでも治療薬というのか、そういうものが余り活発にされない面があると。先ほど言った乳房炎に関しては、かなりいろんな薬が出ていていいというのですけれども。

やはり、この2件の人たちについては、経営的にもすごく大変なことになろうと思うのですけれども、この辺については今後この防疫関係で取り組む上で、新規になるやはり農家を防ぐという信念をもってもらいたいと思うのですけれども。この辺については、過去の実例は別としても、この2件について正常になる可能性があるのかどうか、もう一度お聞きします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） ヨーネでございますが、議員、御指摘のとおり大変終息まで長くかかるものでございますが、年度的には実は毎年発生しているわけではございません。今回、2件発生しておりますが、たまたまこの2件につきましては規模が比較的小さいところでございました。

その後につきましては、一応この家畜自衛防疫組合のほうで、それぞれヨーネやそういういろいろな病気などが発生しないように様々な巡回などやっておりますし、防疫作業も実施しております。それぞれ農家の方にも、昨年度はできなかったのですが勉強会なども開いておりますし、いろいろな情報を出しております。それぞれ必ず避けられるものではないかもしれませんが、検査体制などもこまめにしておりますので、そういうもので徐々に病気の発生が抑えられればと思っております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 15 ページの4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目予防費の委託料、新型コロナワクチン接種についてお伺いいたします。

当初この接種率を65%と見ておりましたけれども、今回この接種率を100%で見込んだのは、国からの指導なのか。それとも、町として100%でいこうということでこの数を確保したのかをお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） こちら100%を見込むのは、実態の推移を見ながら陸別町としては、100%には恐らくならないと思いますが、予算上100%と見込むという判断をしたものでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳出全般について行います。

ただし、款を区切った質疑は終わりましたので、他の款等の関係あるもののみとします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、5 ページから7 ページを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2 条、地方債の補正について質疑を行います。

4 ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

ただし、歳入歳出双方に関係あるものに限定します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第４３号令和３年度陸別町一般会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第４４号令和３年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第２号）の質疑を行います。

第１条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別名最初は、４ページから５ページまでを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第４４号令和３年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会宣告

---

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午前１１時５３分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員